

平成26年度 事業計画書

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

社会福祉法人 神奈川県匡济会

平成26年度 事業計画

- 第1 横浜市ホームレス自立支援施設はまかせ
- 第2 横浜市ホームレス巡回相談指導事業
- 第3 横浜市ホームレス保健サービス支援事業
- 第4 横浜市簡易宿泊所借上型シェルター事業

○神奈川県匡済会の基本理念

あらゆる人の尊厳を守り

常に人が人として

文化的生活を営めるよう

その自立に向けた支援に努める。

第1 横浜市ホームレス自立支援施設 はまかせ 事業計画

1 運営の基本方針

- (1) 利用者の人権尊重を第一として利用者の自立に向けた支援に努めます。
- (2) 安定した生活に向けたホームレス状態からの脱却支援に努めます。
- (3) 指定管理者制度に基づく、適切な事業運営を行います。

2 平成26年度事業計画の概要

経済・雇用環境の低迷が続き、様々な理由から生活に困窮し支援を必要とする者がいるなかで、引き続き、市内の公園、河川、道路などで日常生活を営んでいるホームレス又はホームレスになるおそれのある者を、各区福祉保健センター及び横浜市ホームレス巡回相談指導事業における昼・夜間の巡回相談を通じて受け入れ、一時的な宿泊場所を提供し、人命の保護や健康の保持につとめるとともに、生活援助、就労援助などの支援を通じて、自立の促進を図る。

3 運営計画

横浜市ホームレス自立支援施設条例や同条例施行規則など関係法令に基づいた、きめ細かな援助及び適切な施設運営を行います。また、職員育成の充実、個人情報保護などの責務を全うするとともに、法人としての特色を活かした施設運営を行います。

(1) 利用者支援

- ①関係機関との連携により、常にホームレスの現状、実態を把握して、人命の保護を最優先とし男女を問わず利用希望者の受け入れを行います。
- ②利用者の多様性に応じた個別性を重視した支援を行います。
- ③利用者の意向を踏まえた支援方針を作成し、利用者主体の自立を支援します。
- ④看護師による健康相談や健康管理に関しての助言・支援を行います。
- ⑤24床の半個室居室や借上げアパート等の弾力的な運用により、自立生活に向けたプログラムを行い、利用者の自立促進につなげます。

(2) 関係機関との連携

- ①協力医療機関との連携により、利用者の健康診断を実施します。
- ②横浜不動産協会の協力により、住宅相談を行い、利用者の居所確保を図ります。
- ③通所施設（寿アルク）と連携・協力を得ながら、断酒を志している者に対して、ミドルプログラムなどの活用により、回復に向けた支援を行います。
- ④横浜ハローワークより派遣されている職業相談員や寿労働センターの就業相談

室との連携により利用者の就労自立につなげます。

⑤健康福祉局 支援調整担当と支援について連携・調整を行い、利用者の自立生活に向けた効果的な支援を行います。

(3) 施設運営・衛生管理

①施設の衛生管理のため、定期的な消毒や寝具乾燥などを実施します。また、居室内は職員によって定期的に衛生点検を行います。

②厨房関係は栄養士による利用者の健康促進を行います。また、食品衛生面において、自主的な管理強化を図ります。

③自主的な防災訓練及び地震災害訓練を行います。

(4) 職員育成

日常業務を通じた能力開発を図るために、上司・職員間、職員同士の情報共有の機会をより一層充実していくとともに、法人としての人事評価や育成方針に基づき組織的・体系的に研修を実施し、職員の能力向上を図り、組織全体の力を高めます。

(5) 環境保護

施設内外の環境美化、緑化に努め、快適な環境づくりを行うと共に、事業実施に伴うごみの減量化、リサイクル、省エネルギーの促進・環境保護に努めます。

4 本年度の課題・目標

(1) 利用人数

①入所者数＝年間入所者数目標を 1,300 人とします。

目標達成のために

ア ワンナイト入所、簡易宿泊所借上げシェルター事業などから、利用者を積極的に受け入れます。

イ 総合的なホームレス支援を念頭に置き、関係機関や巡回相談指導事業などの密な連携を行い、利用者数の増加を図ります。

(2) 就労支援について

①就労自立率＝就労可能と判断された者のうち 50%の就労自立を目標とします。

目標達成のために

ア 半個室、借上げアパートの活用など、退所後の日常生活を見据えた支援を行い、利用者の就労の継続と社会生活の定着を図ります。

イ 常勤就労の経験が浅いなどの利用者の事情に合わせ、履歴書の書き方や適職診断など、個々の状況に合わせた求職活動の準備支援を行います。

ウ 就労セミナーなどを活用して就労への意識付けを行います。

エ 利用者には求人の状況に合わせた就労活動を促すとともに、就業支援事業

との連携により就労による自立支援を促進し、より一層の就労達成を図ります。

②退所後支援

ア 退所後アンケート、訪問

退所後の生活の確認のために、本人の意向に基づきアンケートの郵送、自宅訪問を行います。

イ 退所後相談

電話や直接来所した場合の相談に対応します。

(3) その他の取り組み

①利用者ニーズの把握に努め、サービス・支援内容の改善に努めます。

②今までの支援方法にとらわれずに、ステップアップ機能の活用などで利用者の自立促進につなげます。

5 資料 平成25年度事業について

(※数字は平成26年1月末まで)

(1) 利用人数

入所者数=1,112人(前年度同月比68人増)

※モデル実施していたワンナイト入所は、7月から全区対象となり82人が入所しました。

※簡易宿泊所借上型シェルター事業から、10人が入所しました。

※横浜市ホームレス巡回相談指導事業から、162人の入所がありました。

(2) 就労支援の取り組み

①就労自立率=42.6%(前年度同月比4.1%減)

就職率の低下、ステップアッププログラム適用中の自立とならない退所者の増加により就労自立率が減少しました。

ア ステップアップ支援

24床の半個室利用によるステップアッププログラムを19人が利用し、12人が自立退所となりました。

イ 利用者の事情に合わせた支援

履歴書の書き方やネクタイの締め方の支援など、利用者の個々の状況に合わせた就労活動の支援を行いました。

ウ 就労セミナー

就労セミナーに54人(10回/全12回)が参加しました。

エ 就業支援事業との連携

就業支援事業の利用により4人が就職しました。

②退所後支援

退所後アンケートの送付、自宅訪問（1件）、電話相談を行いました。

(3) その他の取り組み

①サービス・支援内容の改善

退所後の自立生活に向け、住民登録を必要とする利用者に対して、居住証明書を発行してその者の住民登録につなげました。

支援調整担当との連携により、支援内容の調整を行うとともに、支援内容の向上に向けた検討を行いました。

第3者評価を受審しました。

②ステップアップ機能の活用促進

利用者の自立生活定着のために、24床半個室や借上げアパートの利用を促しました。

(4) 平成25年度の就労支援の評価

就労自立率(42.6%)は目標の(50%)を下回りました。

本年度の特徴として、就職率の大幅な低下が目立ちました(就職率=61.8%:前年同月比21.6%減)。これは、警備や土木建築等のこれまで利用者が主として就職してきた職種の求人が減少したことが原因と考えられます。また、ステップアッププログラム移行後に自立に至らなかった者もあり、一層の支援内容の検討が必要と考えます。

一方で、近年は増加傾向だった、就職後に援助中止となる者は減少しました。これには、キャリアカウンセリング(21回)などにより、利用者が就労自立のイメージを持って取り組んでいることが好結果につながったと考えます。

第2 横浜市ホームレス巡回相談指導事業 事業計画

1 運営の基本方針

- (1) 横浜市ホームレス巡回相談指導事業実施要綱に基づく、適切な事業運営を行います。
- (2) ホームレス状態から脱するための必要な支援に繋がります。
- (3) 相談者の意思を十分に尊重した相談活動を実践します。

2 平成26年度事業計画の概要

近年の経済情勢の悪化などを背景として、ホームレス又はホームレスになるおそれのある者が絶え間なく見られる中、横浜市内でもこれらの者が公園、河川、道路などを起居の場所として多数存在しています。それらの者に対して、巡回相談等による相談活動を行い、抱える問題を把握し、福祉保健センターや施設管理者等の関係機関と連携し、必要な援助が受けられるようにすることにより、その自立を支援することを目的としています。

3 運営計画

- (1) 市内全域のホームレス数やその状況を定期的に把握し、横浜市ホームレス総合相談推進懇談会に報告し、自立支援事業に反映させます。
- (2) ホームレス等の人権を尊重するとともに、自らの意思による自立を基本としたうえで相談活動を実施します。
- (3) 緊急的な宿泊場所が必要な者および自立を希望する者に対して、自立支援施設等の利用を促します。
- (4) 巡回相談により自立した者に対して訪問などアフターケアに努めます（平成24年度実績2名）。
- (5) 巡回相談員の質の向上と支援活動の充実を目的として研修を実施します。
- (6) 施設(巡回相談室)管理上、防災訓練および避難訓練を行い今後に備えます。

4 本年度の課題(目標)

- (1) 定住型ホームレスへの支援強化
定住型ホームレス(特に高齢者)に対し綿密な相談を継続して行い、ホームレス状態からの自立に向けた支援を行います。
- (2) 横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜとの連携
施設職員と合同で巡回相談を行い、状況把握や相互理解、情報共有を図ります。
- (3) ホームレスとなるおそれのある者への支援
ネットカフェなどで生活する者に対し、可能な範囲で相談を行い支援策を検討します。

第3 横浜市ホームレス保健サービス支援事業 事業計画

1 運営の基本方針

横浜市ホームレス保健サービス支援事業実施要綱に基づく、適切な事業運営の実施を行います。

2 平成26年度事業計画の概要

横浜市内の公園・道路等に起居するホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対し、巡回相談等を実施することで、健康状態等を把握し、適切な保健サービスが受けられるようにするとともに、関係機関と連携してその自立の支援を行います。

3 運営計画

- (1) 巡回相談をした者のなかで、主に健康上の不調を訴える相談者に対し、看護師が健康相談等を実施するとともに、必要な支援・助言を行ないます。
- (2) ホームレス等に対する健康状態の把握や自覚症状についての相談、清潔の保持などについて、必要に応じて関係機関と連携して適切な支援を行ないます。
- (3) ホームレス等に面接し、その者が抱える問題を把握し必要な援助が受けられるように関係機関と連携し必要な助言を行ないます。

第4 横浜市簡易宿泊所借上型シェルター事業 事業計画

1 運営の基本方針

横浜市簡易宿泊所借上型シェルター事業実施要綱に基づく、適切な事業運営の実施を行います。

2 平成26年度事業計画の概要

横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ（以下はまかぜ）への入所を希望するものの、傷病等により難しいもの若しくはその判断ができないものに対し、簡易宿泊所を借り上げたシェルターを提供して、健康状態の維持・改善や自立の支援を行います。

3 運営計画

- (1) はまかぜへの入所を希望するものの、傷病等により難しいもの若しくはその判断ができないものに対し、簡易宿泊所を借り上げたシェルターの提供を行いません。
- (2) 本事業の利用者に対し、速やかに健康診断を行って健康状態の把握するとともに、治療療養等が必要な場合は、センター長に報告して必要な支援につなげます。
- (3) 本事業の利用者が、はまかぜへの入所が可能となった場合は、はまかぜへの利用を促すとともに速やかに入所につなげます。
- (4) 本事業の利用者に生活相談等を行い、利用者の意思を尊重して自立に向けた適切な支援を行いません。